



竹 原 市

## Press Release

「住みよさ実感 瀬戸内交流文化都市 たけはら」

平成30年12月28日

# 平成30年7月豪雨災害 被災家屋の解体・撤去， 宅地内のがれき及び堆積土砂等の撤去（市撤去） の申請期限を延長します。

## 1 概要

竹原市では，平成30年7月豪雨の土砂流入により被災した全壊・半壊家屋や宅地内に流れ込んだがれき及び堆積土砂等について，早期に生活の再建を図ることや2次災害の防止の観点から，市が撤去（公費撤去）していますが，その申請期限を今回次のとおり延長いたします。

## 2 申請期限

平成31年3月29日（金曜日）まで

※平成30年12月28日までとされていた期限を延長します。

## 3 内容

詳細は別添のとおり

問い合わせ先

竹原市まちづくり推進課

宅地内土砂等撤去担当

☐電話 22-2291

☐FAX 22-8579

☐担当者 田安，山道

# 平成30年7月豪雨災害 被災家屋の解体・撤去，宅地内のがれき及び堆積土砂等の撤去 (市撤去)の申請期限を延長します。

平成30年7月豪雨の土砂流入により被災した全壊・半壊家屋や宅地内に流れ込んだがれき及び堆積土砂等について，早期に生活の再建を図ることや2次災害の防止の観点から，次の要件を満たす場合，市が撤去（公費撤去）します。

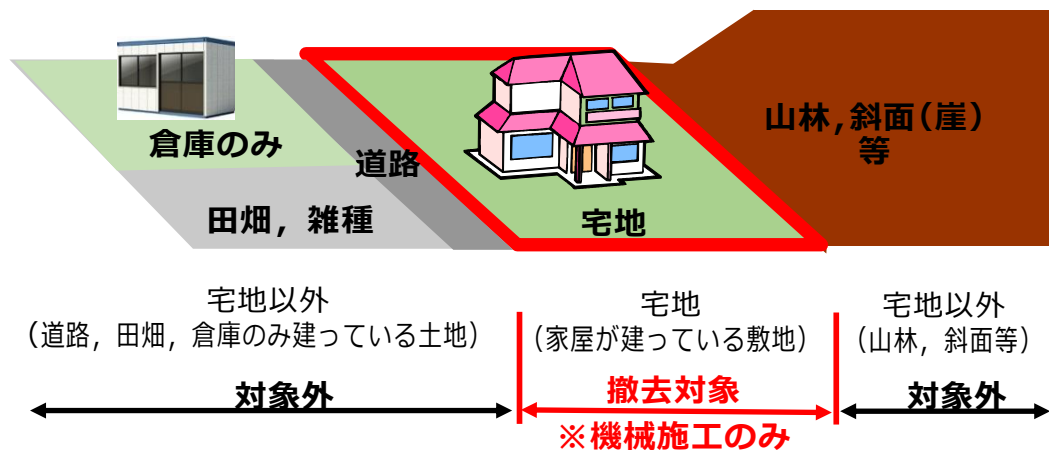
## 1 撤去の対象

### (1) 撤去対象物

- 土砂流入により全壊・半壊した家屋（家屋内の家電等の災害ごみを含む）
  - 宅地内の堆積土砂，がれき，流木，岩石等
- ※原則，災害当時に人が居住していた家屋（住家）が対象です。

### (2) 撤去範囲

- 機械で撤去できる範囲であること。
  - 宅地（家屋が建っている敷地）内であること。
- ※人力で行えるものや機械が入れない箇所(家屋内，床下等)は対象となりません。  
※宅地以外の田畑，山林，倉庫のみ建っている土地等は対象となりません。



## 2 申請方法



※作業着手までに数週間以上かかる場合もあります

## 3 申請期限

**平成31年3月29日（金曜日）まで**

※平成30年12月28日までとされていた期限を延長します。

## 4 提出書類

- ① 申請書（押印したもの）
- ② 同意書（押印したもの）※申請者用，関係権利者用
- ③ 堆積状況の分かる写真
- ④ 位置図 ※用意できない場合は市で準備します
- ⑤ り災証明書（写し）※全壊家屋・半壊家屋の撤去を市に依頼される方

※申請書・同意書については，竹原市のホームページでダウンロードするか，竹原市役所宅地内土砂等撤去担当窓口（市役所2階）まで取りに来てください。

<http://www.city.takehara.lg.jp/machitukuri/seikatukankyou/kankyou/dosyatekkyo.html>

)

## 5 問合せ先

宅地内土砂等撤去担当（市役所2階）

〒725-8666 竹原市中央五丁目1番35号

電話 0846-22-2291